上宇部地域づくり協議会規約

第１章　総　則

第１条（名　称および事務局）

本会は、上宇部地域づくり協議会（以下「協議会」という）と称し、事務局を上宇部ふれあいセンター内（宇部市中村二丁目６番１５号）に置く。

第２条（目　的）

協議会は、上宇部地区（以下「地区」という）の住民（居住者および地域で勤務する者）が、安全で明るく住みよい地域づくりを推進するため、『地域は一つの大家族』を共通の活動目標に掲げ、地区の事業活動の調整と施策の促進を図ることを目的とする。

第３条　（事　業）

協議会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

（１）　地域づくりに必要な事業の企画と運営。

（２）　構成団体の協力と連携により、団体活動の推進を図るとともに、地域課題の解決に取り組む。

（３）　地域づくり推進のための構成団体への活動資金の適正な配分。

（４）　その他本会目的達成のための事業に関すること。

第２章　組織および役員

第４条（組織及び構成）

協議会の組織および構成団体は、別表１とする。

２　本会を構成する団体の入退会については、理事会にて決する。

第５条（役　員）

協議会に下記の役員をおく。なお必要に応じて顧問をおくことができる。

（１）	会長	１名
（２）	副会長	３名
（３）	事務局長	１名
（４）	会計	２名
（５）	監査	２名
（６）	幹事	１２名

第６条（任　期）

協議会の役員の任期は、２年とし、再任を妨げない。但し、会長は３期を限度とするが、運営組織として特別の状況があると理事会が認めた場合は、この限りではない。

２　任期途中で役員に欠員が生じた時には、役員会で補充者を決め、理事会に報告する、ただし、会長が長期にわたって職務を継続できない場合は、第８条によって補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

３　役員は、任期満了後も後任者が選出されるまでは、任務を遂行する。

第７条（職　務）

役員の職務は、次のとおりとする。

（１）　会長は、本会を代表し、本会を統轄する。また、地域づくり委員会の委員長を兼務する。

（２）　副会長は、会長を補佐し、会長に不在のときはその職務を代行する。また、予算、広報活動、コミュニティ推進の各委員会の委員長をそれぞれ兼務する。

（３）　事務局長は、本会の事務全般を統括する。

（４）　会計は、本会の会計を処理する。

（５）　監査は、本会の会計を監査する。

（６）　幹事は、地域課題に取り組むとともに、理事会の諮問に応じる。

（７）　顧問は、会務の主要事項の助言、並びに会長の諮問に対し応じるものとする。

（８）　部会長は、当該部会を代表し、地域課題に対応するために部会を統括する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在の時はその職務を代行する。正副部会長は、幹事を兼務する。

（９）　委員長は、当該委員会を代表し、定められた職務を統括する。

第８条（役員の選出）

役員の選出方法は、次のとおりとする。

（１）　会長、副会長及び事務局長は、理事会において理事の中から互選し、総会で承認を得る。

（２）　会計は、会長が推薦し、理事会および総会で承認を得る。

（３）　監査は、理事会において選任し、総会で承認を得る。

（４）　幹事は、自治会連合会から選ばれた者６名および構成団体で構成される部会で互選で正副部会長６名とし、理事会および総会で承認を得る。

（５）　委員会の委員長は、地域づくり委員会については、会長が兼務する。他の委員会については、副会長がそれぞれ分担して兼務する。その職務分担は、理事会で選任し、総会で承認を得る。

（６）　顧問は、必要に応じて会長が指名し、役員会に諮ったうえ、総会の承認を得る。

第９条（役員手当）

役員には手当を支給する。ただし、支給額は細則に定める。

第１０条（事務監理者）

上宇部ふれあいセンター館長は、事務監理者として協議会の運営に参画する。特に、事務局長と協力して事務を処理するとともに、宇部市等行政担当部署との調整を図る。

第３章　会議および組織

第１１条　（会　議）

協議会の会議は、総会、理事会、監査会、役員会、地域づくり委員会、予算委員会、広報活動委員会、コミュニテュ推進委員会および３部会（健康福祉、安心安全、子ども・人権・教育）とする。

２　総会、理事会、監査会、役員会は、会長が召集する。それ以外の会議は、それぞれの長が招集する。

３　総会の議長は、出席者の互選により選出する。それ以外の会議の議長は、その会議の長が務める。

４　決議は、出席者の多数決とする。可否同数の場合は議長が決する。

５　会議を開催した際、議事録を作成する。

第１２条　（総　会）

総会は、別表１の自治会長、構成団体の長または代理および第５条で規定された役員で構成され、年１回定期総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

２　総会は、次の事項を審議し、議決する。

①　事業計画、実施に関する事項

②　予算および決算に関する事項

③　規約の改廃に関する事項

④　役員の選出に関する事項

⑤　その他会長が必要と認める事項

３　総会は、構成員の過半数を以って成立する。但し、委任状は、出席数に加える。

４　総会の議事録は、事務局が作成し、議長および総会に出席者から１人を互選で選び，署名し、保存する。また、総会資料を含めホームページに掲載する。

第１３条（理事会）

理事会は少なくとも年４回以上（原則３カ月毎）開催し、議長は会長が務める。

２　理事は、構成団体から選任された者および第５条で規定された役員とする。

３　理事会は、前項で規定された理事で構成する。なお、構成団体から選任された理事が、協議会の役員に選任された場合は、構成団体の長は、代理者を推薦して理事とする。

４　理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状は、出席数に加える。

５　審議事項

①　総会に提出する議案

②　総会から審議を付託された事項

③　その他、会長または理事会が必要と認めた事項

第１４条（監査会）

監査会は、会計年度の会計監査を行う。
２　監査会は、監査２名が会長および会計の同席のもとに行う。
３　監査結果は、理事会および総会で報告する。

第１５条（役員会）

役員会は、協議会の運営、執行について協議する。また、総会、理事会での議案を作成する。議長は、会長が務め、議事を進行する。
２　役員会は、第５条で規定された役員で構成される。但し、監査および顧問は除く。

第１６条（事務局）

事務局は、協議会の運営上の業務を担当する。
２　事務局は、事務局長、事務局員および地域雇用職員を含む上宇部ふれあいセンター職員で構成する。

第１７条（地域づくり委員会）

地域づくり委員会は、地域づくり計画を策定し、役員会に諮る。
２　委員長は、会長が務める。構成員、運営については、別途細則で定める。

第１８条（予算委員会）

予算委員会は、本会を含む諸団体への活動資金の配分を一元管理することを職務とする。団体への活動資金の配分は、予算委員会において慎重に審議し、助成予算原案を作成し、理事会の承認を得る。
２　活動資金が適正に配分されるように努めなければならない。
３　構成員、運営については、別途細則に定める。

第１９条（広報活動委員会）

広報活動委員会は、本会および校区の情報発信・収集に関し、次の活動を行う。
①　校区広報誌「ふるさと上宇部」編集・発行
②　本会のホームページに関わる事項
③　校区の諸団体の情報発信の連携・調整
④　その他校区に関わる広報活動に関すること
２　構成員、運営については、別途細則に定める。

第２０条（コミュニティ推進委員会）

コミュニティ推進委員会は、本会が主催して地域住民が等しく参加し、実施する行事等の企画・運営を統括する。各行事の実行計画を立案し、運営するために実行委員会を立ち上げ、責任者として、実行委員長をおく。
２　構成員、運営については、別途細則に定める。

第２１条（部会）

部会は、次の３つの部会で組織する。~~各~~構成団体は、１つ以上の部会に所属する。
２　それぞれの部会は、上宇部地域の地域づくり計画に基づき、それぞれ当該各号に定める活動を行う。
①　健康福祉部会：健康および福祉の増進に関する活動
②　安心安全部会：防災、防犯、環境および交通安全などに関する活動
③　子ども・人権・教育部会：子育て、人権、教育および文化振興に関する活動
３　各部会は、地域課題の解決のために部内会議を適時開催し、部会長が進行および取りまとめを行う。
４　部会の運営は、細則に定める。

第４章　会計

第２２条（会計）

協議会の会計業務は、次の二事項に関わる。
①　本会の予算計画、執行および決算
②　第４条に規定した構成団体への資金配分
２　本会の資金は、各自治会が分担する会費、公的助成金および寄付金および協議会が管理する諸収入をもって充てる。

第２３条（会計年度）

会計年度は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

第２４条（帳簿等の保存期間）

保存期間は、５年とし、期間中は、会計帳簿等の適正な保存に努める。

第５章　規約改正

第２５条（規約）

協議会の規約の改廃は、役員会で提案し、理事会で諮問、総会で承認する。

第６章　その他

第２６条（情報の取り扱い等）

協議会で知り得た個人情報を本人の同意なしに他に開示、漏えいしてはならない。特に役員であった者は、その職を退任後においても厳格に遵守しなければならない。但し、本会の活動に限って画像、動画等は、使用出来ることとする。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成３１年３月２０日から施行する。

（経過措置）

２　協議会の設立時の役員の選任については、第８条の規定にかかわらず、立上げ大会および総会の議決によって承認を得る。